

## 行動規範

### ・受託者義務の原則

会社と投資家の受託者として行動する。

誠実さを失うことなく、しかるべき注意を払いつつ、その業務を忠実に遂行する。

### ・財産権の原則

株主の財産とその所有権を尊重する。

窃盗、不正使用、毀損や浪費を厳禁とし、受託財産を保護する。

### ・信頼性の原則

誓約を守る。

有言実行を旨に、法的効力を有する契約の規定にかかわらず、約束、合意など、みずから認めた義務を最後まで果たす。

### ・透明性の原則

真実を尊重し、オープンに事業を運営する。

詐欺行為を厳禁とし、正確に記録した情報を公開する一方、守秘義務とプライバシー保護を厳守する。重要な情報は迅速に開示する。

### ・尊厳の原則

すべてのステークホルダーの人権を尊重する。

他者の健康、安全、プライバシー、人権を保護し、決して強制してはならない。職場、市場、地域において人権を尊重する業務手法を推進する。

### ・公平性の原則

自由かつ公正な競争を推し進め、すべてのステークホルダーを公正かつ公平に扱うと同時に、雇用と契約において差別しない。

### ・市民性の原則

責任ある市民として行動する。

法を尊重し、公共財産を保護し、公共機関に協力する。政治と政府に不当に介入せず、地域の発展に貢献する。

### ・応答性の原則

自社の活動に関する法的な請求と懸念について、誠意をもってステークホルダーと協議する。公共の利益に関する政府の役割と権限を認め、公の要請には誠実に対応する。

ウィナーズ・アンド・カンパニー株式会社

制定 2004.12.24

改訂 2013.07.20